

# パブリックコメント手続 実施結果

## 「こどもまちプロジェクト 2025-2029 ―ちがさきのこどもけいかく―（素案）」

1 募集期間 令和7年1月10日（金）～令和7年2月14日（金）

2 意見の件数・意見提出者数 91件・31人

### 3 意見提出者年齢

| 年代 | 10代以下 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 |
|----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|----|
| 人数 | 4人    | 0人  | 6人  | 11人 | 1人  | 2人  | 2人    | 5人 |

### 4 内容別の意見件数

|    | 項 目                                      | 件 数 |
|----|------------------------------------------|-----|
| 1  | 計画全体に関する意見、要望                            | 21件 |
| 2  | 第2章 茅ヶ崎市の現状と課題に関する意見                     | 2件  |
| 3  | 第3章 計画の体系と指標に関する意見                       | 3件  |
| 4  | 第4章 施策の展開に関する意見                          | 38件 |
| 5  | 第5章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に関する意見 | 4件  |
| 6  | パブリックコメント手続に関する意見、要望                     | 6件  |
| 7  | その他意見                                    | 17件 |
|    |                                          |     |
| 合計 |                                          | 91件 |

= 一部修正を加えた項目

### 5 意見への対応区分 ※「パブリックコメント手続に関する意見、要望」、「その他意見」として整理したものを除く。

| 対応区分 | 説 明                                    | 件 数 |
|------|----------------------------------------|-----|
| 反映   | 意見を受けて計画(素案)等に一部修正を加えたもの               | 1件  |
| 対応済み | すでに計画(素案)等に記載されているもの又はすでに対応しているもの      | 44件 |
| 参考   | 計画(素案)等への反映は困難であるが、今後、取組を推進する上で参考とするもの | 46件 |
| 合計   |                                        | 91件 |

6 条例、計画等の公表日（予定） 令和7年3月31日（月）

茅ヶ崎市こども育成部こども政策課こども政策担当  
 0467-81-7168（直通）  
 e-mail:kodomoseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■ 1 計画全体に関する意見、要望 (21件)

(意見1) 【教育に関する内容】学校教育、社会教育含め、「教育」は子どもの育ちに大きく関わることなので、教育委員会も含めて、教育についてもプロジェクトに入れてほしい。

(市の考え方)

本計画は、目指す姿を「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまち」として、計画の一部には教育も含まれます。計画内の教育に係る項目は、主に素案65ページの基本目標2が該当します。

また、計画策定や進捗管理を行う「茅ヶ崎市こども計画推進会議」では、教育委員会の職員も委員を務めており、付属機関である「茅ヶ崎市こども政策審議会」にも、教育関係団体から3名の委員が選任されており、本計画の進捗管理等は教育の視点も含めて実施してまいります。なお、本計画は教育委員会が個別に定める「茅ヶ崎市教育基本計画」や「茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」とも連携し、調整を図りながら施策を推進してまいります。

(意見2) 【社会的弱者やマイノリティ（幼児や不登校、発達凸凹）の子どもたちの声を捨う方法について】行政の政策にはいつでも声をあげられない市民の声を反映してつくってほしいと思っています。特に子どもは声を届けにくい存在です。困っている可能性がある子どもたちの声を捨えるか？ それを市のみなさんにはよく検討して頂きたいと思います。

(市の考え方)

本計画の全ての基本目標に共通する基本的な考え方となる基本姿勢として、「こどもの権利を保障」「こどもの意見を施策に反映」「こどもの目線でこども施策を推進」を掲げており、令和5年度からこどもの声を聴く取り組みを実施しています。

いただきましたご意見のとおり、社会的弱者やマイノリティの声を捨う取り組みはとても重要だと考えています。今後もこどもの意見を聴く取り組みを進める中で、先進的な取り組みを参考にすることや専門知識を有する方から助言をいただくなど、声をあげることが難しい子どもたちの意見も捨うことが可能となるよう努めてまいります。

(意見3) 【「こどもまちプロジェクト」について子どもたち知らせる！意見を聞く。

☆学校版】子どもたちに知らせる（教育委員会の協力が必要）

①市役所職員さんが学校の先生に概要版（子ども版）を説明する。②学校の先生が授業内で子どもたちに説明する。（こどもの権利、主権者教育も一緒に扱うことで深まる）③授業の中で話し合ったり、意見箱を設置してこどもの声を聞き、市に届ける。

☆タブレットも使えますね

(市の考え方)

小・中学校や高校等に職員が伺い意見を聴く取り組みを行う際は、はじめに児童・生徒に対し、どのような目的でこの取り組みを始めたのかということを伝えています。

具体的には、素案の7、8ページに掲載している「子どもの権利条約」のイラスト等を活用し、「こどもは生まれながらに権利を持っていて、それは、どのような理由があっても取り上げられるものではない」ということ。「こどもも社会の一員であり、社会に対して意見を言う権利がある」ということを伝えるところから始めています。また、一部の学校では総合学習の時間を使い、意見を聴く取り組みを実施していますが、市の取り組みとしての認知度は低いと思われるため、計画策定後は各校の教員向けの周知活動も実施したいと考えています。

**(意見4) 【「こどもまちプロジェクト」について】**

不登校の子、幼児（文字がけけない）など社会的弱者の子どもたちの声を聞くには①学校②幼稚園/保育園③養護施設や発達支援の施設を通じて説明して、家庭に配布する。該当の家庭の親への子どもの権利、主権者教育も合わせて必要だと思います。

(市の考え方)

いただきましたご意見のとおり、計画策定後は市の取り組みや考え方を広く浸透させていく必要があると考えています。相手にとってより適切な周知の方法を対象ごとに検討し伝えていく取り組みは継続して実施していきます。

**(意見5) 【市民への周知（大人の学び場）する機会】** 子どもまんなかの社会にするには大人へのアプローチが大切だと思います。子どもの権利、主権者教育を大人にもする必要があります。学習会や講演会を市主導でやってほしいと思っています。

(市の考え方)

いただきましたご意見は、基本目標1「地域社会に「こどもまんなか社会」が浸透すること」の実現にとっても重要なことだと考えており、基本目標1(1)の主な取り組みに「こども・若者が権利の主体であることの理解促進」を掲げています。

素案の71ページに掲載の主な事業等を通じて、こども・若者が権利の主体であるという意識が広く浸透するよう関係課と連携して取り組みを進めてまいります。

**(意見6) 【計画全体について】「若者」の基本目標が必要ではないか**

(市の考え方)

素案の9ページに記載のとおり、本計画における「こども」は、「こども基本法」の考え方と同様「心身の発達の過程にある者」としています。

乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるよう支えていくことを示したものであり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にあるものを指し

ています。そのため、「若者」に対する基本目標も、「2 こども」に含まれ、対象者を年齢によって区切ることなく支援することを意識し構成しています。

(意見7)

- ・ こどもの声を聞くスキルを大人も学ぶ必要があるのではないか（研修会など）
- ・ こどもまちプロジェクトについてこどもたちにもわかりやすく周知してほしい（学校でも周知）
- ・ 「自分の意見を言っていていいんだ！」と思えるように主権者教育をしっかりとする必要があるのではないか
- ・ 今回のパブコメで終わらず継続的に意見を出しあえる場を作ってもらえたら嬉しい

(市の考え方)

いただきましたご意見のとおり、大人がこどもの意見を聴くスキルを高めることは、大変重要であると考えています。今後、意見を聴く取り組みを推進するにあたり、国などが作成するガイドラインや先進的な事例を公表し、意見を聴く側の意識改革にも努めます。さらに、研修会の開催に向けて実施主体の有無等についても注視してまいります。

現状として、取り組みを実施する市職員にも専門的な知識がないことや経験が不足していることは課題のひとつであると認識しております。現在、こどもの意見を聴く取り組みを行う際は、国が公表しているガイドラインの活用や、関係施設で働く職員に協力をいただきながら実施しています。また、こどもの意見を聴くにあたっては、意見を聴く背景や目的を伝えています。具体的には、素案の7、8ページに掲載している「子どもの権利条約」の表などを活用し、「こどもは生まれながらに権利を持っていて、それは、どのような理由があっても取り上げられるものではないということ。」「こどもも社会の一員であり、社会に対して意見を言う権利がある。」ということを伝えるところから始めています。

本取り組みを継続することで、関係職員が経験を積み成長しながら、計画の基本目標1に掲げた、「地域社会に「こどもまんなか社会」の意識が浸透すること」の実現を目指してまいります。

(意見8) 【1章 P3】全ての子どもの声（言語化できない子、生きづらい子など）を聞くための具体的な取組を示して欲しい。

(市の考え方)

こどもの意見を聴くことは、本計画の基本姿勢に基づく取り組みのひとつであり、取り組みの背景や目的は素案の11ページに掲載しています。

それぞれの取り組みを行うにあたり、言語化が難しいこどもに対しイラストやぬいぐるみなどを活用することや、障がいのあるこどもとのヒアリングでは、必要に応じて関係職員の協力をいただくなど個別に対応をしています。

具体的な取り組み内容は、その都度、相手の状況や人数等に応じて検討する必要がある計画には掲載しませんが、意見を聴いた結果は素案137ページの「こどもの意見を聴く取り組み」に掲載しています。

なお、今後は市ホームページに、こどもの意見を聴く取り組みに特化したページを作成し、発達段階に応じた具体的な取り組み内容を示すなど分かりやすい情報発信に努めてまいります。

**（意見 9）【第 4 章 施策の展開 P74】**

- ・全体的に子どもに直接支援する施策が少ないように思います。主体である、まんなかにいる子どもたちの声を継続的に拾い上げていく仕組みを作って欲しいです。
- ・子どもが自立に向かう課程で、中学校卒業から社会人になっていくまでの期間のサポートがもっともっと手厚くなると良いと思います。（思春期～青年期）（若者）義務教育までは、学校が公的支援機関、民間団体など居場所や学びの場に繋がる手立てがありますが、中卒や高校進学以降の若者の生きづらさや困難に寄り添った、具体的な支援を受けられる場所がないように感じます。

**（市の考え方）**

本計画では、素案 3 ページに記載のとおり「目指す姿」「基本目標」「基本姿勢」の全てをこどもを中心に構成しています。これは国が目指す「こどもまんなか社会」の考え方に基づくものであり、これまでの「子育て支援」を中心から、「こどもを中心」として、こどもを取り巻く地域社会や子育て当事者を支援していく構成にしています。

また、こどもの声を聴く取り組みは、計画策定後も継続的に実施します。

なお、義務教育を終えたこども・若者に対する支援については、教育支援、就労支援、ひきこもり等、それぞれの当事者が抱える問題に対し、専門的な支援を受けることができる相談体制を整備しています。必要な方に必要な支援が行き届くよう引き続き、周知活動等に努めてまいります。

**（意見 10）【第 4 章 P10、71、75】**

教育基本計画と、どう関連づけられているのか？具体的に知りたいです。又、学校現場の実情（子どもたちや先生方の声）が、地域や行政に共有され、色んな立場の大人が、より良い学校を一緒に考えていけると良いと思います。そのためにコミュニティスクールについて学びを深め、地域のコミュニティとしての役割を担ってきた小中学校のあり方や地域の役割について考えていけるような取り組みを、茅ヶ崎市として考えていただきたいです。

**（市の考え方）**

本計画は、地域社会や子育て当事者など、こどもを中心とした、こどもに関わる全てを対象にしており、対象ごとに基本目標を定めています。

一方で、茅ヶ崎市教育基本計画は、学校教育と社会教育を対象に、それぞれの具体的な施策を推進するための計画です。両計画の関係性としては、教職員等の人材確保や教育の質の向上など重複する部分があります。また、本計画が基本姿勢として掲げる「こどもの権利を保障」「こどもの意見を施策に反映」「こどもの目線でこども施策を推進」などは、教育基本計画に掲げる個別の施策を展開する際の取り組みに影響を及ぼす考え方となります。

両計画ともに、茅ヶ崎市総合計画と整合を図り推進する個別計画であり、本計画は主に総合計画の政策目標 1 を、教育基本計画は主に総合計画の政策目標 1 と 4 を担っています。両計画の推進により茅ヶ崎市総合計画の理念である「笑顔と活力にあふれみんな未来を創るまち 茅ヶ崎」の実現を図ります。

**（意見 1 1）【学校教育】**

子ども主体の教育を広めていくためには外部の専門科を講師として招くことも積極的に行って頂きたいと思います。そのための予算もしっかり確保して頂きたいです

**（市の考え方）**

本市では、学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、児童・生徒にものづくりや生産活動などの体験的な学習の機会を通して学べるよう、総合性の高い教育活動を推進することを目的として、地域や各学校の実情に合わせ、児童・生徒の深い学びにつなげるため、地域の方々にご協力いただいたり、外部の専門家を講師に招いて講演会を実施するなど、全ての学校で校内研究の取り組みを行っております。

今後も、児童・生徒の学びや地域の実態に合わせながら、地域資源や外部人材を活用し、こどもが主体的に学ぶことができるよう努めてまいります。

**（意見 1 2）【P64】**

基本姿勢に「こどもの意見を反映する」「こども目線で」とあります。とても良いことだと思います。多くの子どもの意見が聞けるように、各学校に子どもに慣れている職員をはけんするか、全ての学校で家庭で子どもの意見を聞いてくれるようなプリントを配布するなど、すると良いと思います。パブコメの周知にもつながると思います。

**（市の考え方）**

こどもの意見を聴く取り組みの中で、施設訪問や学校の総合学習の時間を使い意見聴取を行う際は、意見を聴く目的や市の考え方を伝えることから始めていました。

また、こどもモニター募集時は市内の小・中学校及び高等学校（県立・私立含む）にチラシの配布を依頼しました。

いただきましたご意見を踏まえ、計画策定後も計画が目指していることや基本姿勢に関する内容を周知物や対面での説明を通して伝えてまいります。なお、周知の際は年齢に応じて表現方法を変えるなど、伝わりやすい内容になるよう配慮してまいります。

**（意見 1 3）【P12 こどもの意見を聞く取り組み】**

こどもたちが意見を出しやすい手段で意見を聞いほしい。1 度だけではなく定期的にアンケートや学校などからの意見を集めるなど、持続的なプロジェクトであってほしいです。親と子供と一緒に回答するなど。

**（市の考え方）**

こどもの意見を聴く取り組みは、計画策定後も継続して実施してまいります。具体的な取り組みとしては、現在実施している「関係施設に訪問しての職員によるヒアリング」「こどもモニター（Web アンケート）」を中心に、先行事例等の情報収集も行いながら、幅広く意見聴取を行うことができるようその他の手法についても検討してまいります。

**（意見 1 4） 【P49 こどもの意見を聴く取り組みから見る本市の現状】**

関係施設に訪問しての職員によるヒアリング

苦手なこと苦手な場所「海」のままにするのではなく、海に面し、海と関わるまちである茅ヶ崎市だからこ海洋プラスチック、海洋温暖化を学んで知る機会がほしい！！

**（意見 1 5） 【P49 こどもの意見を聴く取り組みから見る本市の現状】**

関係施設に訪問しての職員によるヒアリング

好きな場所「水族館→海」茅ヶ崎の海から学んで見る機会がほしい！！

**（市の考え方）**

こどもの声を聴く取り組みは、こどもを特定の学習等に誘導する目的はなく、施策や計画をこどもの目線で行うこと。こどもに対し、こどもも社会の一員であり社会に対し意見を言って良いということを伝えることを目的に実施しています。

こどもの意見は、可能な限り補足や加工等はせず掲載しており、当該回答も意見聴取した際の聴き取り（又は質問用紙にこどもが記載）結果となります。

なお、いただきましたご意見のように、こどもたちから学習に結びつく意見が出た際には、適切に学びへとつなげられるよう配慮してまいります。

**（意見 1 6）**

こどもまちプロジェクトという発想を聞いて、大変希望あふれた物だなと感じました。

子供の意見を聞く、という事の難しさを感じる機会だとも感じます。子供達は「希望」です。パブコメという存在をしらなかったなので私の子供へ伝えていきたいです。沢山の声をきいてもらった、小さな声から大きな声まで広がって行って下さい。

**（市の考え方）**

ご意見及びこどもたちに周知いただきありがとうございます。

こどもの意見を聴く取り組みは、意見を聞く相手の年齢や対象者の状況に応じて聞き方を工夫しながら、いくつかの手法を用いて継続的に実施していきたいと考えています。

また、こどもたちが社会に対し意見を言うということが地域社会に浸透するための啓発活動等も実施してまいります。

(意見 17) 【P1「こどもまちプロジェクト 2025-2029」について】

茅ヶ崎市でこどもまちプロジェクトを始めるのはすごい良いと思いました。一方で、もう少し子供たちの意見を聞く時間や方法が必要だと感じました。応援しています！

(市の考え方)

こどもの意見を聴く取り組みを行うにあたり、意見聴取を行う側の職員に知識や経験が不足していることは課題のひとつとして認識しています。

今後は、こども家庭庁が作成したガイドラインや先行自治体の取り組みなどを参考に、より効果的にこどもの意見を聴き取るための仕組みづくりを検討してまいります。

(意見 18)

資料を精読できていませんが、ざっと拝見した上でぜひ盛り込んで頂きたい観点をお送りします。

●経済的支援策の拡充と段階的な無償化の推進

子育て世帯の転入増加は自治体を維持していく上で重要ではないでしょうか。原因を把握したうえでこの動きを加速させる施策が必要だと感じます。すでに小児医療費助成制度の拡充や給食準備が進んでいますが、ここを無償化するところまで踏み込めないでしょうか。

子育て世帯の転入者に訴求することも考え、上記無償化を進め、もう少し教育費の支出を増やし、子育て世帯にやさしい茅ヶ崎を訴えても良いのではないかと思います。

参考：明石市「9年連続人口増」実現した子育て民主主義

<https://toyokeizai.net/articles/-/600515>

(市の考え方)

本計画は、「こども基本法」に基づき、国の「こども大綱」を勘案し作成したもので、転入増加を目的とした計画ではありませんが、本計画が目指す姿として掲げる「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまち」の実現に向けた取り組みを推進し、こどもや子育て当事者に対する支援を充実させることが、結果として選ばれる自治体であり続けることに繋がると考えております。

いただきましたご意見のとおり、参考情報を含め、他自治体の先進的な取り組みについても引き続き注視してまいります。

また、学校給食については、茅ヶ崎市立小・中学校の給食を無償化しようとした場合、現在の市立小・中学校に通う児童生徒数に年間の給食費を掛け合わせた粗い試算では、11億5000万円（小学校が7億円、中学校が4億5000万円）の市税等の自主財源が恒常的に必要となり、その確保が課題となっております。

学校給食の無償化について、昨今、一部の自治体において無償化の動きがあることは承知をしておりますが、義務教育における給食の保護者負担が、住んでいる地域によって差が生じる事態は、望ましい姿とはいえません。本来は、国の責任において、恒久的な財源とともに措置されるべきものと考えております。令和7年2月17日に行われた

衆議院予算委員会において、内閣総理大臣が、「まずは小学校を念頭に、２０２６年度以降できる限り早期の制度化を目指す。中学校への拡大は検討し可能な限り速やかに実現したい。」と答弁したことから、国の動向を注視するとともに、機会をとらえて財源の確保等を国へ要望してまいります。

なお、現在においても、低所得世帯に対しては、生活保護制度や就学援助制度によって、給食費の支援を行っております。

（意見１９）

資料を精読できていませんが、ざっと拝見した上でぜひ盛り込んで頂きたい観点を送ります。

●子どもの「声」ではなく、その背景にある「体験」に注目する仕組みの導入  
余計なお世話と思いつつ気になったことを書きます。ユーザ（こども）は専門知識を有しているわけではありません。実際にどのような体験を経た上でその意見が形成されたかという背景情報こそが、本質的なニーズや改善につながります。調査員によって質がぶれることがないよう、調査手法を「仕組み化する」ことが正確にこどもの声を把握し、市政にそれを反映することにつながると思いました。

参考：<https://www.slideshare.net/slideshow/ss-249984164/249984164>

（市の考え方）

こどもの意見を聴くにあたり、意見を聞く側の職員に専門的な知識がないことや経験が不足していることは課題のひとつであると認識しております。

現在、こどもの意見を聴く取り組みを行う際は、国が公表しているガイドラインの活用や、関係施設で働く職員に協力をいただきながら実施しています。

今後は、取り組みを継続していく中で、意見の背景にある体験や記憶などを掘り下げることができるよう職員のスキルアップに努めてまいります。また、いただきましたご意見のとおり、職員の質の向上及び技術の平準化が図られるよう必要な情報収集や研修の参加等を行い、より効果的にこどもの意見を聴き取るための仕組みづくりを検討してまいります。

（意見 20） 【（1）パブコメについて】 【（2）表紙及び（PR）P3～4】

P3～4・計画の構成……目指す姿、基本目標、基本姿勢 1 計画の概要、こどもの意見を計画に繁栄とありますが

P4～7・現状はそれに反していますね①出生数減少傾向②いじめ認知件数増加③家庭児童件数は増加傾向 R5 年過去 5 年最多④児童クラブの待機児童数過去 5 年で令和 5 年最多⑤不登校児童・児童数・・・年々増加⑥療育相談の推移は令和 5 年度過去最多とか。令和 7 年度に入ろうとしています。今どうなっていますか。当「けいかく」目指す姿に近づくことを期待する。

P9・4 計画の指標を見ると改善されるように思えるがそれでよいでしょうか

（市の考え方）

本市の現状は、素案の 15～55 ページに掲載している各種データのとおりです。

いただきましたご意見のとおり、出生数、いじめの認知件数、不登校児童・生徒数は改善傾向にありませんが、このような状況により発生する課題に対応していくため、本計画において基本目標や基本姿勢を定め、目指す姿の実現に向けた取り組みを推進します。

（意見 21）

こどもの目線でこどもの最善の利益を第一に考え、社会全体でこどもや子育てに関わる人たちを支えるための施策と位置づけられた「ちがさきこどもけいかく（素案）作成にかかわられた皆様に感謝申し上げます。

（市の考え方）

ご意見いただきありがとうございます。計画策定後も計画に基づく各施策の適切な推進に努めてまいります。

## ■第 2 章 茅ヶ崎市の現状と課題に関する意見（2 件）

（意見 22）

こどもまんなか である為には母親への支援が絶対的に必要。母子家庭はもちろん、生活や環境への支援の為の調査もして欲しい。

（市の考え方）

計画策定にあたり、無作為抽出により市内の子育て世帯 7500 世帯に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しています。住居地区、世帯年収、ひとり親家庭、保護者の就労状況など各家庭の状況における子育て実態について調査しています。

本計画も、当該調査結果等を踏まえ現状や課題を洗い出し、第 4 章の施策の展開において、基本目標 3 は妊婦・母子、基本目標 4 は子育て当事者を対象に施策の方向性を設定しています。計画策定後は、母親を含めた子育て当事者への支援も継続して実施してまいります。また、安心して子育てをしていただくための支援として、産後ケア事業や産前・産

後ヘルパー事業を実施しており、利用者に対しアンケート調査を実施しております。  
利用者の方からいただいたご意見を参考に事業を実施してまいります。

（意見 2 3）

概要資料を拝見して感じたことをコメントさせていただきます。

7 ページ目の「2.現状」

「出生数は減少傾向」と記載がありますが、主に東京都 23 区からの人口流入によって子育て世代の人口、出生数は増加しているはずですが。令和 3 年までのデータしか記載されていないのはなぜなのでしょう？

イレギュラーな人口増加分の市民は計画に関係ないとでも言いたげな資料に見えて悲しくなりました。2025 年 9 月から東京都の保育料無償化が施行されます。神奈川県ひいては茅ヶ崎市が何をするか、そこがこれからの茅ヶ崎市の「こどもけいかく」において、大切な観点ではないのでしょうか。

（市の考え方）

出生数は神奈川県が公表している「神奈川県衛生統計年報」から引用しております。

パブリックコメント実施時の最新の公表データである令和 3 年度までを掲載していましたが、令和 6 年 1 2 月 2 4 日に令和 4 年度の結果が公表されたため、掲載データを最新版に更新します。なお、令和 4 年度の本市の出生数は 1 5 1 5 人であり、最新情報においても減少傾向にあります。

また、本市では、子育て世帯の定住促進を図る取り組みとして、セミナーの開催や Web マガジンの配信等を実施しており、近年の子育て世帯の転入超過をイレギュラーな人口増加とは捉えていません。

本市は、令和 3 年度に転入超過数が東京 2 3 区及び政令指定都市を除く市区町村で全国一位となりましたが、その影響を受けた現状値においても出生数の増加には至っていません。

【修正内容】

P 1 7, P 1 8 各種統計データに令和 4 年度の結果を追加。データの追加に伴い、説明文を一部更新しました。

## ◆修正部分の対照表

| 修正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 修正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(2) 出生の状況</p> <p>① 出生数の推移</p> <p>出生数は減少傾向にあり、令和4(2022)年で1515人と過去6年間で最も少なくなっています。</p> <p>出生数の推移</p> <p>資料：神奈川県衛生統計年報</p> <p>② 合計特殊出生率の推移</p> <p>合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和4(2022)年で1.28となっています。</p> <p>合計特殊出生率の推移(県・国比較)</p> <p>資料：神奈川県衛生統計年報(市)、人口動態統計(県、国)</p> <p>③ 母親の年齢(5歳階級)別出生割合の推移</p> <p>平成29(2017)年と比べ、令和4(2022)年で25～29歳の割合が増加しているのに対し、30～39歳の割合が減少しています。</p> <p>母親の年齢(5歳階級)別出生割合の推移</p> <p>資料：神奈川県衛生統計年報</p> | <p>(2) 出生の状況</p> <p>① 出生数の推移</p> <p>出生数は減少傾向にあり、令和3(2021)年で1522人と過去5年間で最も少なくなっています。</p> <p>出生数の推移</p> <p>資料：神奈川県衛生統計年報</p> <p>② 合計特殊出生率の推移</p> <p>合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和3(2021)年で1.28となっています。また、神奈川県とは同程度、全国よりは低い値で推移しています。</p> <p>合計特殊出生率の推移(県・国比較)</p> <p>資料：神奈川県衛生統計年報(市)、人口動態統計(県、国)</p> <p>③ 母親の年齢(5歳階級)別出生割合の推移</p> <p>平成29(2017)年と比べ、令和3(2021)年で30～34歳と40歳～44歳の割合が増加しているのに対し、35～39歳の割合が減少していますが、大きな変化はみられません。</p> <p>母親の年齢(5歳階級)別出生割合の推移</p> <p>資料：神奈川県衛生統計年報</p> |

### ■ 第3章 計画の体系と指標に関する意見（3件）

（意見24）

1. 67 ページ、計画全体の指標について（表の下の記事）。

（意見）「指標に対する成果は、計画期間の終了する令和 11（2029）年度末時点で確認できる最新のデータにより測ります。」を「指標に対する成果は、計画期間の毎年度末時点で確認できる最新のデータにより測ります。」に修正していただくことをお願いします。

（理由）関連施策の予算が毎年度計上されるでしょうし、その効果の検証をこまめに行うことが適切な予算計上にもつながり、また指標に対する成果の達成を確実にすることにもつながると思います。

（意見25）

○67 ページ

計画全体の指標について

（表の下の記事） 「指標に対する成果は、計画期間の終了する令和 11（2029）年度末時点で確認できる最新のデータにより測ります。」を「指標に対する成果は、計画期間の毎年度末時点で確認できる最新のデータにより測ります。」に修正していただくことをお願いします。

（理由）関連施策の予算が毎年度計上されるでしょうし、その効果の検証をこまめに行うことが適切な予算計上にもつながり、また指標に対する成果の達成を確実にすることにもつながると思います。

（市の考え方）

指標は、計画期間を5年間として設定しているため、毎年成果を測る予定はありません。

しかし、いただきましたご意見のとおり、最新の状況を把握することは重要だと考えており、指標に係る最新の数値は毎年、現状を把握し、審議会等に報告するとともに会議資料としても公表してまいります。

(意見 26)

【P64 基本目標 2 こども「こども自身が自ら権利を自覚し、健やかに成長できること」、P74 (1) 子ども・若者の意見形成への支援について】

「こどもたち自身の意見表明権が尊重され、健やかに成長できること」に、してもらいたい。

理由…1989 年に国連総会にて採択された「子どもの権利条約」第 54 条より。こどもは差別されずに大切に育てられること、意見表明し、その意見が尊重されること、こどもにとって最善の利益が尊重し考慮されることが掲げられている。

第 12 条の意見表明権の意見とは「view」であり、論理性をもって意見を主張する「opinion」ではない。大人がすぐに理解する話し方でなくても、反応して泣くのも意見表明と解釈できる。

こどもは意見を聴かれることに慣れていないと意見が言えない。繰り返して意見を聴かれる経験が必要で、大人はきちんと聞く姿勢が大切である。そこで若者たちの声を集め、若者をエンパワメントし、まちを変えるための協議体「ユースカウンスル」の創設を提案したい。

\*「ユースカウンスル」（日本語では、若者会議・若者協議会）

参考事例：尼崎市 Up to You「公共は常に私発」

一人ひとりの個人の悩みから課題として取り組んでいる

- ・運営するものは若者
- ・参加するのも一部の若者ではなく、すべての若者（14 歳から 29 歳）の声を集める
- ・意見を伝えるだけではなく、自分たちで行動もおこす
- ・そして、それは、まじめなことに限らない・

例：ショッピングモールで参議院選当日に”お祭り模擬投票”を開催

「こどもまんなか」に入れてほしい 4 つの視点

こどもが主役・こどもの意見表明・子ども意見反映・こどもの社会参加・主な事業に追加提案（草加市のこども政策の方向性を参考）

- ・こどもの権利を守る仕組み
- ・こどもの声を聴く仕組み
- ・こどもの想いが実現する仕組み
- ・こどもの提案が実現する仕組み
- ・こどもによる事業採択

(市の考え方)

基本目標 2 の施策の対象者は「こども」であるため、こどもの目線から見た記載としています。ここでは「こどもたち自身が、自分にどんな権利があるかを理解すること」を目標としています。また、基本目標は「意見表明権の尊重」ととどまらず、こどもの人権全般に関する目標を定めているため、範囲を限定することは控えたいと考えています。

また、「意見表明権」はこどもを含む全ての人が考慮すべきものであるため、いた

いただきましたご意見の考え方は、基本目標 1 の次の内容に含まれます。

「基本目標 1 地域社会に「こどもまんなか社会」の意識が浸透すること」

(1) こども・若者も社会の一員として、意見表明や社会に参画できる機会の確保

○全てのこども・若者が社会に参画できる機会の確保

○全てのこども・若者の意見尊重と最善の利益の考慮

○こども・若者が権利の主体であることの理解促進

なお、計画策定後もこどもの意見を聴く取り組みを継続して実施するため、いただきましたご意見のとおり「ユースカウシル」の取り組みについても参考といたします。

#### ■ 第4章 施策の展開に関する意見（38件）

（意見 27）

小児までの遊び場（公園や支援センター、ショッピングモール内の屋内遊戯等）はあっても、中高生が集まり、身体を動かし遊ぶ場が茅ヶ崎市にはありません。川崎ゆめパークのように（バンド活動の練習をしたり、バスケットやダンスをしたり）、中高生も遊べる場所をつくってほしいです。

（市の考え方）

本計画では、基本目標 2 の施策の方向性（2）に「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を位置づけており、今後、計画に基づく取り組みを推進してまいります。

なお、現在本市では、広い芝生エリアやミニバスケットができる柳島しおさい公園等がございます。

新たな公園整備には大きな財政負担が伴うため課題も多い状況ですが、整備に向けては、提案いただいた「中高生も遊べる場所」という視点も検討してまいります。

（意見 28）

【キャンプ場活用について】

あまりにも認知がされていない。

インスタ等 SNS を利用して認知してもらう。

（市の考え方）

現在、柳島キャンプ場はPRを含め、指定管理者による運営を行っております。

本市からもいただいたご意見を指定管理者へ伝え周知活動に努めていきます。

（意見 29）

【民間と行政のタイアップ】

コープ、パル等から隔週ごとに子育て本、市のチラシ、広報等（子育て）（市報的な存在のものでなく）をもっと行政としての自発的な PR であるべき。

（市の考え方）

子育てに関する情報に係る民間企業とのタイアップについては、Web マガジンの配信やLINE のセグメント配信、住宅情報誌への記事広告掲載など情報発信の取り組みを実施しています。

また、市の子育て情報をまとめた「子育てガイドブック」は広告販売を専門業者に依頼し、市内の事業者の方々に協力いただき作成しています。民間企業と連携した情報発信は、引き続き取り組みを推進してまいります。

（意見 30）

【P77 障がい児支援】

障がい児の保護者への支援（保護者の交流会など）を充実させてほしい。こどもセンターでつつじ学園、うーたんなどの話を聞けたら嬉しい。

（市の考え方）

障がい児者やその保護者への支援については、本計画に、基本目標 2 「（3）誰一人取り残さないための支援」を位置づけ、障がい児者など様々な困難を抱えるこどもや保護者に対する支援を推進してまいります。

現状、市主催による交流の機会は設けておりませんが、市内には障がい児者の保護者が集まり、定期的な活動を行っている団体があるため、情報収集等に努めます。

また、こどもセンターでは、子どもや家庭の状況をうかがい、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等の利用についての情報提供を継続して実施してまいります。

（意見 31）

【第 4 章 P72、75】

・「こどもたち自身が自ら権利を自覚」することは、とても大切なことで、基本目標として明確にしているのが良いと思います。P7,8 の「子どもの権利条約」は大人もこどももまずは知り、深く考える機会を持つことが大切と考えます。

・学校や家庭、地域の様々な機会で、一緒に楽しく考えられるような取り組みを考えたいと思います。

・こども自身の相談や問い合わせに対応する、こども専用窓口を設置してはどうか？心理カウンセラーや医療などよも連れいできると良いと思います。

（市の考え方）

いただきましたご意見のとおり、学校、家庭、地域など様々なコミュニティで、こど

もの権利に関する取り組みについて考える機会が生まれることは、本計画が目指す姿を実現するうえで大切なことだと考えています。本計画の趣旨に沿った取り組みを検討いただき感謝いたします。

なお、こども専用窓口の設置については、こども自身が抱える課題が多岐にわたり、それぞれの分野で専門的な対応が求められることから、本計画の基本目標 3、4 を推進し、関係課との連携や情報発信の強化により、相談の入り口をわかりやすくして適切な窓口へ円滑につながりなど利用者の負担軽減に向けた取り組みを推進します。

現在市では、県と連携し、小・中学生に状況に応じた各種相談窓口の連絡先を記載した相談カードを配布しています。これらの取り組みを推進し、こどもたちが、必要な時に安心して相談できる相談先にアクセスしやすい環境の確保に努めてまいります。

(意見 3 2)

【第 4 章 P77】

- ・「こども・若者や子育て家庭が抱える困難～支援が必要でも自覚できない、または発信が困難など若者も支援が受けられるよう～」とても大切な、又、支援の課題が明示されているように思います。困りごとは、表面に出にくいことも多く、大人でも支援を求めづらい人もいます。
- ・主な取り組みに「○特別な配慮を必要とする方に対する～」とありますが、生きづらさに寄り添うことや、必要なサポートをすることが特別なことではなくなるような社会を目指したいと思います。

(市の考え方)

ご意見いただきありがとうございます。計画策定後も計画に基づく各施策の適切な推進に努めてまいります。

(意見 3 3)

- ・公民館や図書館などに心理カウンセラーや相談員などを配置し、子どもや保護者が気軽に相談できるようになると良いと思う。学校へ行きづらくなった子が昼間安心して過ごせたり、家庭での悩みがある子がゆっくり相談できたりする大人がいると良い
- ・家庭と学校以外のサードプレイスが、今ある資源を活用することで増えていくのではないかな？

(市の考え方)

学校の別室だけではなく、教育支援センター「あすなろ教室」では、安心して過ごせる居場所となるよう環境づくりに努めております。

また、相談機能や場所、カウンセラー等の専門家の配置はセットで考えており、相談しやすい環境づくりと周知に努めております。

(意見 3 4)

【小学校教育】

先生達がとても忙しすぎると思います。これからの時代に合った新しい分野を学ぶ時間やそれを授業に取り入れるための時間も必要なのではないでしょうか？

(市の考え方)

本計画では、基本目標 2 の施策の方向性 (2) に「教職員等確保」を位置付けており、計画に基づき、取り組みを推進してまいります。

現在も、教員の働き方改革が推進される中、教員を取り巻く環境整備の目的を学校教育の質の向上を通じた、「全てのこどもたちへのよりよい教育の実現」と位置付け、本市でも取り組んでいます。教員の長時間勤務等の状況を改善し、心身ともに充実した状態で、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、社会の変化やニーズへの対応、時代に合った授業力や指導力の向上、変化する児童・生徒の理解等への対応ができるよう、引き続き、教員の環境改善に努めてまいります。

(意見 3 5)

【P80】

「母子の保健・医療・健康支援」が守られることは大切だと思いますが、医療を選択する権利もしっかり守られてほしいと思います。

乳児の K2 シロップ投与や、予防接種など、考えたうえで受けないことを選んでいる人たちもいます。そういう人たちに強要したり、嫌な思いをしないで選択できる社会になってほしいです。それが、みんなが住み良い街なると思います。

(市の考え方)

本計画では、基本目標 3 の施策の方向性 (1) に「新生児、乳幼児、妊産婦の健康支援」を位置付けており、今後は計画に基づき取り組みを推進してまいります。

各事業における保護者への対応についても、母子保健法に基づき、必要かつ丁寧な保健指導、健康診査等を実施し、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に努めてまいります。

(意見 3 6)

【P81、82、75】

学校に行けていない子どもたちがホームスクーリングしたり、フリースクールに通ったりする費用の援助や、学校以外の居場所や学びの選択も良いんだよと周知することで、学校に行けない子の苦しさや居場所のなさ、社会からのそがい感から安心して暮らせる社会になると思う。

社会がそれを認める雰囲気をだすことで自殺もへると思う。

(市の考え方)

本計画では、基本目標 2 の施策の方向性 (3) に「不登校・ひきこもり」への支援を位置付けており、計画に基づき、取り組みを推進してまいります。

不登校児童・生徒に対する支援について、学校は、別室による個別の対応やオンラインでの学習支援等、児童・生徒の実情に応じて対策を講じています。

また、孤立感を生まないように、学校と連携をしながら、教育支援センター「あすなろ教室」やフリースクール等学校以外の安心して過ごせる居場所の情報提供などに努めております。費用の助成等は、今後、他市町の情報を得ながら、本市関係部署が連携して、そのあり方を研究してまいります。

(意見 3 7)

【②こども、若者やりたいことにチャレンジできること がまんしないで遊ぶこと】  
公園を増やしてほしい、広場だけじゃなくて遊具も設置してほしい

(市の考え方)

本計画では、基本目標 2 の施策の方向性 (2) に「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を位置付けており、今後、計画に基づく取り組みを推進してまいります。

新たな公園整備には大きな財政負担が伴うため課題も多い状況ですが公園空白地の解消に向けて取り組んでまいります。

また、遊具については、茅ヶ崎市公園施設長寿命化計画に基づき、既存遊具等の更新に努めている状況であり、新たな遊具の設置については、地元の自治会等の要望を伺ったうえで、安全に関する規準等を考慮しながら検討してまいります。

（意見 38）

小学生の室内遊び場はあるものの、中高生が室内で集まれる場がないと思いました。夏は熱く、室内でお話できる場が全世代必要です。

図書館は話せないし、コミュニティーセンターでも遊べないし、友達同士集まって気軽に話せる場が色んな所に必要だと思います。

（市の考え方）

いただきましたご意見については、こどもの意見を聴く取り組みで、高校生から同様の意見が出ています。本計画においても、第4章の基本目標2、施策の方向性2において「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を掲げており、今後は計画に基づき取り組みを推進してまいります。

なお、市内にはコミュニティセンターを11施設設置しており、フリースペースを完備している施設もございます。フリースペースは中高生含め、誰もが利用いただける場となっておりますのでご活用ください。利用にあたっては、多くの人に気持ちよく使っていただけるよう、施設ごとに利用ルールを設けている場合がございますので、詳細については各施設にお問い合わせください。

（意見 39）

広い公園にゆうぐをいっぱい作りたい

（市の考え方）

本計画では、基本目標2の施策の方向性（2）に「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を位置づけており、今後、計画に基づく取り組みを推進してまいります。新しい遊具はいろいろな遊びができるものなどがあります。地元の皆さんの要望など考慮し、期待に応えられるような遊具の設置に努めていきます。

（意見 40）

・子どもたちが安心安全に  
身体を動かし遊べる場が欲しい

（市の考え方）

本計画では、基本目標2の施策の方向性（2）に「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を位置づけており、今後、計画に基づく取り組みを推進してまいります。

なお、現在本市では、広い芝生エリアやミニバスケットができる柳島しおさい公園等がございます。新たな公園整備には大きな財政負担が伴うため課題も多い状況ですが、整備に向けては、提案いただいた視点も踏まえ検討してまいります。

（意見４１）

スケートボードパークを茅ヶ崎市に増やして欲しいです。理由は２つあります。一つ目は、路上で高校生男子が何人かでスケートボードをしていて少し怖かったからです。スケートボードをのびのびとできる場所を増やしてほしいと思いました。

二つ目は、柳島のパークが混んでいることがあるからです。混んでいるとスケーター同士での接触事故の可能性も高まり危険だと思います。スケートボードパークは、子どもたちのコミュニティを広げる機会や運動をする機会を増やします。サーファーが多い茅ヶ崎は、スケートボードパークの需要も高いと思います。このようなことから、スケートボードパークを市内に増やして欲しいです。

（市の考え方）

本計画では、基本目標２の施策の方向性（２）に「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を位置づけており、今後、計画に基づく取り組みを推進してまいります。

いただきましたご意見のとおり、サーファーが多い本市では、スケートボードパークの需要が高く、柳島の「湘南夢わくわく公園」にあるスケートボードエリアも人気があり、週末などは盛況であることは認識しています。現在、新たなスケートボードパークの整備に向け、コンセプトの整理や候補地の検討を行っております。

（意見４２）

こどもたちは遊びの中での方が意見を出しやすいと思う。

障害のある子が安心して過ごせる場を作してほしい。

障害のある子とない子が一緒に過ごせる場を作してほしい。

主権者教育をきちんと行なってほしい。(憲法についてのお話会などを開いてほしい)

（市の考え方）

本計画では、基本目標２の施策の方向性（２）に「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を位置づけており、今後、計画に基づく取り組みを推進してまいります。

こどもの意見を聴く際は、聞き取り相手の年齢や状況に応じて、言語化が難しいこどもに対しイラストやぬいぐるみなどを使用することや、障がいを抱えるこどもとのヒアリングでは、必要に応じて関係職員の協力をいただくなど個別に対応をしています。

しかし、意見聴取を行う側の職員に知識や経験が不足していることは課題のひとつとして認識しています。

今後は、こども家庭庁が作成したガイドラインや先行自治体の取り組みなどを参考に、より効果的にこどもの意見を聴き取るための仕組みづくりを検討してまいります。また、障がいのあるこどもが安心して過ごせる場として児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援の各事業を推進してまいります。

（意見４３）

２． 71 ページ、施策の展開について。

（意見）「こども・若者一人一人が権利の主体であることや、こども・若者の意見が尊重されることについて理解促進が図られ、全てのこども・若者が社会に参画する機会が確保できるような社会の実現に向けた取り組みを推進します。」を「こども・若者一人一人が権利の主体であることや、こども・若者の意見が尊重されることについて理解促進が図られ、全てのこども・若者が社会に参画する機会が確保できるような社会の実現に向け、学校教育において本計画を理解する授業の実施や、茅ヶ崎市こども政策審議会にこども委員からなる「こども部会」を設ける等、新規の具体的な取り組みを推進します。」に修正していただくことをお願いします。

（理由）本計画自体が大変意味のあるものと考えますので、これを学校教育で扱うことは、この計画が目指すものの実現に近づくものとして、有意義だと考えます。茅ヶ崎市こども政策審議会にこども委員からなる「こども部会」を設けることは、こどもの意見を聴く有効な手段となると考えます。公募なり、無作為抽選なりで集めたこども委員に、例えば夏休みに、こども政策審議会が一定の課題を諮問し、提言を得る等の形が考えられます。こうした取り組みを積み重ねることで、茅ヶ崎市のことを自分事と考えるこども達がどんどん増え、こうした制度があることが、自分たちのまちの誇りにもなるのではないかと考えます。

(意見 4 4)

○71 ページ

施策の展開について(1) 「こども・若者一人一人が権利の主体であることや、こども・若者の意見が尊重されることについて理解促進が図られ、全てのこども・若者が社会に参画する機会が確保できるような社会の実現に向けた取り組みを推進します。」を「こども・若者一人一人が権利の主体であることや、こども・若者の意見が尊重されることについて理解促進が図られ、全てのこども・若者が社会に参画する機会が確保できるような社会の実現に向け、学校教育において本計画を理解する授業の実施や、茅ヶ崎市こども政策審議会にこども委員からなる「こども部会」を設ける等、新規の具体的な取り組みを推進します。」に修正していただくことをお願いします。

(理由) 本計画自体が大変意味のあるものと考えますので、これを学校教育で扱うことは、この計画が目指すものの実現に近づくものとして、有意義だと考えます。

茅ヶ崎市こども政策審議会にこども委員からなる「こども部会」を設けることは、こどもの意見を聴く有効な手段となると考えます。公募なり、無作為抽選なりで集めたこども委員に、例えば夏休みに、こども政策審議会が一定の課題を諮問し、提言を得る等の形が考えられます。こうした取り組みを積み重ねることで、茅ヶ崎市のことを自分事と考えるこども達がどんどん増え、こうした制度があることが、自分たちのまちの誇りにもなるのではないかと考えます。

(市の考え方)

現時点でも、市立学校の総合学習の時間を使い、計画の概要を説明するとともに、こどもの意見を聴く取り組みやこどもの権利について考える機会を設けるための取り組みを実施しています。

また、令和6年6月には、市民討議会(こども版)を開催し、約28名の小・中学生が5班に分かれグループワークと発表を行いました。本計画では、様々な方法で広く意見聴取を行い、こども政策審議会等に適宜報告することで、こどもの意見を施策や計画に反映していくことを考えているため、現時点でこども政策審議会にこども部会を設置することは考えていませんが、こどもたちが検討を行う機会の創出などについては、継続して取り組みを推進してまいります。

（意見４５）

３． 71 ページ、施策の展開について。

（意見）施策の展開について（１）の修正をお願いしたいと存じますが、その文書の次に次のような言葉を加える修正もお願いしたいです。

「また、市に対して表明されたこどもの意見については、それがどのように反映された／反映されなかったかについてのフィードバック（反映されなかった場合はその理由も含む）を行います。」

（理由）「自分の行動で社会を変えられると思う」こどもたちを増やすには、自分たちの意見が、聞かれっぱなしで、「参考にしました」だけでは足りないと思います。反映されたら、凄く嬉しくて、「社会は変えられる」との意識は強くなると思いますし、反映されなくても、「こうこうこういう理由で反映できません」と真摯に回答してもらえることで、意見を言って良かった、次は工夫しようと思えると考えます。

（意見４６）

○71 ページ

施策の展開について（２） 施策の展開について（１）の修正をお願いしたいと存じますが、その文書の次に次のような言葉を加える修正もお願いしたいです。

「また、市に対して表明されたこどもの意見については、それがどのように反映された／反映されなかったかについてのフィードバック（反映されなかった場合はその理由も含む）を行います。」

（理由）「自分の行動で社会を変えられると思う」こどもたちを増やすには、自分たちの意見が、聞かれっぱなしで、「参考にしました」だけでは足りないと思います。反映されたら、凄く嬉しくて、「社会は変えられる」との意識は強くなると思いますし、反映されなくても、「こうこうこういう理由で反映できません」と真摯に回答してもらえることで、意見を言って良かった、次は工夫しようと思えると考えます。

（意見 4 7）

4. 74 ページ、（1）こども・若者の意見形成への支援について。

（意見）表の下の方を、次のように修正することをお願いします。

「こども・若者から積極的に意見を聴くために、毎年定期的にこどもモニターを実施するとともに、こども・若者に対しても、誰もが生まれながらに人権を持っており、権利は義務と引き換えに与えられるものではなく、何かをしないと取り上げられるものでもないということを伝え、自身も権利の主体であるという権利意識の育成を図るために、学校教育で本計画についての理解を深める授業の実施を促す等、具体的な取組を行います。また、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育を行い、こども・若者が、社会参画や意見表明を行いやすい環境が確保されるよう取組みを推進します。茅ヶ崎市こども政策審議会にこども委員からなる「こども部会」を設け、毎年、本計画の進捗等について議論を行います。」

表の下の方の方に次の言葉を加える修正をすることをお願いします。

「また、市に対して表明されたこどもの意見については、それがどのように反映された／反映されなかったかについてのフィードバック（反映されなかった場合はその理由も含む）を行います。」

（理由）71 ページについての修正理由と同様です。こちらにも合わせて記載いただければと思います。

（意見 4 8）

○74 ページ

（1）こども・若者の意見形成への支援について（1） 表の下の方を、次のように修正することをお願いします。

「こども・若者から積極的に意見を聴くために、毎年定期的にこどもモニターを実施するとともに、こども・若者に対しても、誰もが生まれながらに人権を持っており、権利は義務と引き換えに与えられるものではなく、何かをしないと取り上げられるものでもないということを伝え、自身も権利の主体であるという権利意識の育成を図るために、学校教育で本計画についての理解を深める授業の実施を促す等、具体的な取組を行います。また、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育を行い、こども・若者が、社会参画や意見表明を行いやすい環境が確保されるよう取組みを推進します。茅ヶ崎市こども政策審議会にこども委員からなる「こども部会」を設け、毎年、本計画の進捗等について議論を行います。また、市に対して表明されたこどもの意見については、それがどのように反映された／反映されなかったかについてのフィードバック（反映されなかった場合はその理由も含む）を行います。」

（理由）71 ページについての修正理由と同様です。こちらにも合わせて記載いただければと思います。

（市の考え方）

本計画第4章の施策の展開は、基本目標に基づく施策の方向性ごとに取り組みの方針を示しており、具体的な手法を計画に記載する予定はありません。

しかし、いただきましたご意見については、意見を発信したこどもたちが、自身が社会に参画している実感を得るために非常に重要なことであると考えます。

こどもの意見を聴く取り組みは計画策定以外の目的でも実施する予定であるため、取り組みごとに対象者へのフィードバックを行うとともに、市ホームページに、こどもの意見を聴く取り組みに特化したページを作成するなど分かりやすい情報発信に努めてまいります。

（意見 49）

5. 74 ページ、（1）こども・若者の意見形成への支援について。

（意見）表の下の文書に次の言葉を加える修正をすることをお願いします。

「学校における児童生徒の意見表明・参画の推進として、校則の見直し、行事や授業のあり方、学校・施設の運営のあり方などに関して児童生徒が意見を表明できるよう、具体的な手続きやしくみの設置・強化を含む活動を推進します。」

（理由）こうしたことが、まさに「こども・若者の意見形成への支援」になるものと考えます。

（意見 50）

○74 ページ

（1）こども・若者の意見形成への支援について（2） 表の下の文書に次の言葉を加える修正をすることをお願いします。

「学校における児童生徒の意見表明・参画の推進として、校則の見直し、行事や授業のあり方、学校・施設の運営のあり方などに関して児童生徒が意見を表明できるよう、具体的な手続きやしくみの設置・強化を含む活動を推進します。」

（理由）こうしたことが、まさに「こども・若者の意見形成への支援」になるものと考えます。

（市の考え方）

本計画では、こども政策に関する考え方や方針を示すものであり、具体的な取り組みを記載するものではないため、いただきましたご意見の内容は反映しかねます。なお、こどもの意見を聴く取り組みを行う手段のひとつとして学校との連携は実施しており、引き続き継続してまいります。

（意見 5 1）

6． 77 ページ。

（意見）既存の文に次の文を加える修正をお願いします。

「子どもの相談・救済のための公的第三者機関（子どもオンブズパーソン）の設置の検討を実施します。」

（理由）社会的養護が必要なこどもを中心に、こどもの権利を十分に保障するために、こうした機関の設置の検討は必要と考えます。

（意見 5 2）

77 ページ 既存の文に次の文を加える修正をお願いします。

「子どもの相談・救済のための公的第三者機関（子どもオンブズパーソン）の設置の検討を実施します。」

（理由）社会的養護が必要なこどもを中心に、こどもの権利を十分に保障するために、こうした機関の設置の検討は必要と考えます。

（市の考え方）

現時点で第三者機関（子どもオンブズマンパーソン）の設置は予定していないため、本計画への掲載はできかねます。現在本市では、県と連携し、小・中学生に状況に応じた各種相談窓口の連絡先を記載した相談カードを配布しています。

また、こどもの権利を保障することやこどもの声を施策や計画に反映することは、本計画に基づき令和 7 年度から取り組みを開始されます。

市としましては、既存の相談・支援体制との整合性を考慮し、既存の枠組みを活かしながら、こどもの権利を保障し、こどもの声を反映できる仕組みの強化に努めてまいります。

（意見 5 3）

息子が療育に通っており、2025 年 4 月より小学生です。学区は小和田ですが支援級がなく、支援級希望の場合松林になります。松林で普通級との交流級があると説明を受けましたが、途中で普通級に希望した場合学区としては小和田なので小和田に転校と言われました。普通級との交流級のそもそもの目的を考えると、その場合は松林の普通級に通えるなど臨機応変にしていきたいと思います。

また時代的にインクルーシブと言われておりますが、支援級を増やすことよりも先生たちへ障害児や発達ゆっくりさんへの教育に予算を使っていただき、学校の質の向上につながったら嬉しく思います。

（市の考え方）

本計画では、基本目標 2 の施策の方向性（3）に「特別な配慮を必要とする方に対する、教育・保育の提供」を位置付けており、計画に基づき、取り組みを推進してまいります。

ます。

通常の学級に転籍する場合、原則、居住地学区の学校に就学することになりますが、これまでの学級での様子や人間関係など、児童・生徒の状況や教育的ニーズに応じた学びの場について丁寧に聞き取りながら、一人一人の適切な就学先の決定に向け、就学相談を進めております。

本市では、「茅ヶ崎市教育基本計画」において、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育を推進することを重点施策の1つに掲げ、基本計画実施期間内の令和12年度を目途に、特別支援学級の全校整備を目指すなど、多様な学びの場の充実に努めているところです。また、教職員に係る研修等についても、県教育委員会が実施する研修に加えて、特別支援教育に関する研修を年間5回実施するなど、教職員の専門的なスキルの向上に努めております。

今後も、施設整備や教職員に対する特別支援教育に係る研修を充実させることで、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行えるよう努めてまいります。

(意見 5 4)

初めてパブリックコメントにご意見を述べさせていただきます。

私は 13 歳、10 歳、7 歳の子供を育てる母です。現在 3 人の子供は、学校に通えず自宅で過ごしております。長男が学校に行けなくなり始めたのは小学 2 年生です。

担任の先生との関係がきっかけでした。次男はいじめが原因です。三男は学校への不安がありしばらく付き添い登校をしていました。

当時、わたしたちは頼れる場所がなく、居場所は学校に戻るしかない、学校へいけなくなってしまうたらこれからどうなるのか不安の中で私達は疲弊してしまいました。茅ヶ崎には当時フリースクールは一つ、市に相談したらあすなる教室を勧められましたが、あすなる教室に問い合わせをしたら小学生は現状受け入れていないという返答でした。小学生は現状受け入れていないという返答でさらに道が閉ざされたのを今でも覚えています。市と教室が連携されていないことに驚きました。

不登校の原因は様々だと思います。学校から外れてしまった子供達は行く場を失い、社会から見放され、学校に通う子供たちと同じような学びの機会を失い、他者との関わりを奪われ、そんな自分はダメなのかもしれないと心を病んで行くばかりです。市が掲げる「誰ひとり取り残さない」というようにありのままの彼らを受け入れる社会や大人たちに見守られ、子供たちが「未来を選択出来る支援」につながる事を望んでいます。

なぜこの度、ここに意見を述べたかと言いますと、先日、神奈川県令和 7 年度予算案に「不登校への支援」が計上されました。

以下ホームページよりコピーいたします。

(令和 7 年度当初予算(案) 主要施策の概要 14 ページに記載)

## (2) いじめ・暴力行為対策の推進と不登校への対応

粉ア フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助 31, 200 千円①不登校の児童・生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を利用できるよう、フリースクール等に通う子どもの保護者等を支援する市町村に対して補助する。神奈川県からの発表を聞き、茅ヶ崎市に住む私たちが声をあげなければ学校へ通えない子供たちや家庭の声かないのです。家庭への支援もされません。これ以上、自分を責めず、ありのままを受け入れてくれる社会、そして我が子が不登校になった途端家族、保護者は苦しみの中で自分や我が子を責めては疲弊し続け家庭は崩壊してしまいます。どうか、この連鎖をとめてほしいです。近隣では、鎌倉市が不登校家庭への支援が始まっています。あちらでは支援されこちらでは認められない…そんな社会であってはならないのではないかと思います。少子化のいま子供たちのウェルビーイングがきっと周りの社会や人々をしあわせにすると考えています。誰一人取り残さないためにどうか不登校家庭への支援について、大人の皆様の心を向けてください。

ここまで読んでくださり本当に感謝です。

(市の考え方)

全国の小・中学校における不登校児童・生徒は約35万人で過去最多を記録し、その支援については喫緊の課題となっています。私たちの願いはまさしく不登校支援によって誰一人取り残されないことです。学校や教育委員会は、不登校の児童・生徒または保護者の気持ちに丁寧に寄り添いながら支援する必要があります。

あすなろ教室の通室についてご相談されたことがあるとのことですが、希望の児童・生徒及び保護者の気持ちに寄り添った体制づくりを目指しており、改善を進めております。

不登校児童・生徒に対する支援について、学校は、別室による個別の対応やオンラインでの学習支援等、児童・生徒の実情に応じて対策を講じております。フリースクール等は、学校と連携をしながら、学校以外の居場所の一つとして、選択が可能になってきています。

一方、鎌倉市が取り組むこととしている学びの多様化学校については、人員や施設の確保や予算等、勘案すべき事項が多いことから、県や近隣市町と連携しながら、先進事例や効果、課題等について検討及び研究をしてまいります。

(意見55)

76Pの公園施設整備の推進について

・幼児を徒歩で連れていける範囲ごとに公園を設置することを目指してほしい。  
子どもの遊び場自体は遠出すればあるものの、小学校入学前に徒歩圏に子どもの遊び相手を見つけるためには、小さいエリアごとに公園を置く必要があると感じているため。

(市の考え方)

本計画では、基本目標2の施策の方向性(2)に「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を位置づけており、今後、計画に基づく取り組みを推進してまいります。

なお、新たな公園整備には大きな財政負担が伴うため課題も多い状況ですが多角的なアプローチを検討し、公園空白地の解消に向けて取り組んでまいります。

(意見56)

76Pの公園施設整備の推進について

・ひばりが丘から徒歩で利用できる広い公園がないので、日曜日だけでも保育園の園庭を借りることなどができないか、連携の検討をしてほしい。

(市の考え方)

本計画では、基本目標2の施策の方向性(2)に「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を位置づけており、今後、計画に基づく取り組みを推進してまいります。

なお、いただきましたご意見の内容は、地域のこどもたちの遊び場の確保の観点から大変重要なことと認識しており、現在、ひばりが丘にある民間保育園においても月1回程度の頻度で園庭開放を実施しております。園庭開放の実施日時等の詳細は、施設へ直

接お問い合わせください。また、日曜日における園庭開放は、施設の管理上の都合から実施が困難な状況です。

（意見 57）

76P の公園施設整備の推進 について

- ・近年こどもをこどもたちだけで遊ばせることが難しくなっているため、小さいこどもの保護者が見守りしやすいよう、また、ほかの様々な属性の人にとって使いやすい公園となるようベンチの設置に積極的に取り組んでほしい。
- ・ベンチを設置する際、横になって使用できないベンチ（いわゆる排除ベンチ）の設置を避けてほしい。体調不良時に横になって休める環境が必要である、という実用面はもちろんのこと、税金を使って新しく設置するものはすべての市民・利用者の存在を肯定するメッセージを発するものであってほしい。

（市の考え方）

本計画では、基本目標 2 の施策の方向性（2）に「公園、遊び場、親子やこどもの居場所の確保」を位置づけており、今後、計画に基づく取り組みを推進してまいります。

最近の遊具改修工事では、お子様の近くで腰かけられるようなベンチを兼ねた遊具を設置をしました。お子様方が長く滞在できるよう、ベンチを含む休養施設の設置について今後も取り組んでまいります。また、横になることができるベンチについては、地域特性を考慮しながら設置してまいります。

（意見 58）

【77 ページ 誰ひとり取り残さないための支援】

不登校児が増えている現状に対して

子どもが学校以外に行ける場の整備をすすめてほしい

あすなろ教室の他にも もっと気軽に行ける場所があるといい

そのような居場所をひらくための補助もあると子どもの選択肢も広がると思う

（市の考え方）

本計画では、基本目標 2 の施策の方向性（3）に「不登校・ひきこもり」への支援を位置付けており、計画に基づき、取り組みを推進してまいります。

不登校児童・生徒に対しましては、教育支援センター「あすなろ教室」が対応しています。学校以外の居場所については、関係各課や県、近隣市町と連携しながら、先進事例や効果、課題等について検討及び研究をしてまいります。なお、市では、こどもの居場所づくり支援事業を実施しており、不登校の児童・生徒も含むこどもの居場所づくりを行う団体への補助を実施しています。

(意見 59)

【75 ページ 学校教育】

子どもをとりまく環境が多様化しているなか 抱えている問題也多岐にわたるが 相談窓口として SSW の圧倒的な不足がある

問題を抱えている子を孤立させないためにも SSW・教職員の増員が必要と思う

又 職員の負担軽減するために コミュニティスクールを活性化させてほしい

地域も学校も研修等実施し 共通の理解認識をもって 子どもが安心して過ごせる学校になってほしい

(市の考え方)

本計画では、基本目標 2 の施策の方向性 (2) に「教職員等確保」を位置付けており、計画に基づき、取り組みを推進してまいります。

本市では、現在、児童・生徒をとりまく環境の多様化や問題の複雑化等に対応するため、市費のスクールソーシャルワーカー (以下「SSW」という。) 4 名に加え、県費の SSW 2 名 (1 名兼務) を市内小・中学校に派遣し、学校だけでは課題解決が困難な児童・生徒について、SSW が積極的に関わり、他機関につなぐなど、学校と連携したよりよい支援に努めております。

また、令和 5 年度からは、「学校にいる」をコンセプトに、SSW の活動の軸足を学校に移し、教職員と密に連携を図るとともに、教職員が SSW の視点を持って児童・生徒支援を行えるよう、SSW による教職員向けの研修を実施しております。

今後も、より効果的な SSW の活用について研究するとともに、配置拡充に向け、引き続き国に要望してまいります。

コミュニティ・スクールの活用・活性化の点においては、令和 7 年度に市内全小・中学校に学校運営協議会が設置されるため、学校や地域が連携・協力して、地域の実態に合わせた取り組みにつなげられるよう各コミュニティ・スクールの運営を支援してまいります。

（意見 6 0）

74 ページ【基本目標 2】（1）こども・若者の意見形成への支援

また、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育を行い、こども・若者が、社会参画や意見表明を行いやすい環境が確保されるよう取り組みを推進します

↓

また、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育を学校等を通じて定期的に行い、こども・若者が、社会参画や意見表明を行う環境が確保されるよう取り組みます

大変に意義のある取り組みかと思います。もう一步具体的にになればこども・若者が主体性をもって社会参画できるかと思います。

（市の考え方）

こども・若者が権利の主体であることの理解促進については、市が行う啓発事業や市民活動の一環として行われるイベント等への支援など様々な手法により実施する予定であるため、「学校等を通じて」といった手法を限定する記載とはしていません。なお、現在も、周知物の配布や総合学習の時間の活用など学校と連携し取り組みを実施しています。

（意見 6 1）

75 ページ【基本目標 2】（2）こどもの成長に最適な教育・保育の確保や、多様な遊びや体験を通じて活躍できる機会の提供

また、施設の修繕や改修など、子どもたちが安全に快適にすごすことができるように環境の整備に努めます。

↓

また、施設の修繕や改修など、子どもたちが安全に快適に過ごすことができるよう環境の整備に努め、定期的に安全確認を行います。

遊びや体験を通した学びはかけがえのないものです。この施策の方向性に共感します。ただ遊具に関してはメンテナンス不良をも思える対応もありますので、定期的な確認を望みます。

（市の考え方）

施設の安全点検については、施設の維持管理にあたり必要な法定点検や、安全衛生委員会における産業医等による巡視で定期的に行われているため、計画には記載しませんが、引き続き施設の安全管理に努めます。

（意見 6 2）

75 ページ【基本目標 2】（2）こどもの成長に最適な教育・保育の確保や、多様な遊びや体験を通じて活躍できる機会の提供

多様な遊びや体験の機会の確保に向け ～略～ 体験活動の機会に格差が生じないように取り組みを推進します。

↓

多様な遊びや体験の機会の確保に向け ～略～ 体験活動の機会に格差が生じないように取り組みを行います。

家庭の状況によっては学校以外での体験が乏しいお子さんもいるかと思います。ぜひ格差を縮められるような機会の提供を積極的に行っていただきたいです。

（市の考え方）

積極的に進めるという方針を示すため、文末は「推進します。」としています。

（意見 6 3）

75 ページ【基本目標 2】（2）こどもの成長に最適な教育・保育の確保や、多様な遊びや体験を通じて活躍できる機会の提供

こどもの読書環境は、言葉を学び、完成を磨き、表現力を高め、 ～略～ 読書習慣の定着や幼児期から絵本や図書が身近にある環境の整備に努めます。

↓

こどもの読書環境は、言葉を学び、完成を磨き、表現力を高め、～略～読書習慣の定着を図り幼児期から絵本や図書が身近にある環境の整備を行います。

場所によってはスペースの確保が難しいことも考えられますが、読書はどんな年代に対しても心を育むものです。家庭の状況に左右されず読みたいときに本がそばにあるような環境づくりをお願いします。

（市の考え方）

様々な年代のこどもにとって本が身近な存在であり続けるよう、市立図書館をはじめ、幼稚園・保育施設、小・中学校等とも連携し取り組みを推進します。

また、具体的な取り組みは「第3次茅ヶ崎市子ども読書活動推進計画」等で示してまいります。なお、文末は計画書全体の表現を統一する観点から「環境の整備に努めます。」としています。

（意見 6 4）

71 ページ【基本目標 1】（1）こども・若者も社会の一員として、意見表明や社会に参画できる機会の確保

こども・若者一人一人が権利の主体であることや、こども・若者の意見が尊重されることについて理解促進が図られ、～略～社会の実現に向けた取り組みを推進します。

↓

こども・若者一人一人が権利の主体であることや、こども・若者の意見が尊重されることについて理解促進が図られ、～略～社会の実現に向けた取り組みを学校教育等を通じて行います。

大変に有意義な取り組みかと思います。こども世代から意見が尊重される環境をつくることによって、主体性に考え、自分の意見を持てる育ちが期待されます。「集団」ではなく「個」としての自分が尊重されるよう、学校教育の中で取り組んでいただきたいと思います。

（市の考え方）

こども・若者が権利の主体であることの理解促進については、市が行う啓発事業や市民活動の一環として行われるイベント等への支援など様々な手法により実施する予定のため、「学校等を通じて」といった手法を限定する記載にはしません。なお、現在も、周知物の配布や総合学習の時間の活用など学校と連携し取り組みを実施しています。

## ■ 第 5 章 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策に関する意見（4 件）

（意見 6 5）

保育園の拡充と並行し、小学校の学童保育についても拡充を急ぐべきです。学童保育に入れなかった世帯は母親が仕事を辞めて放課後の世話をするケースが多く「小 1 の壁」と呼ばれています。学童保育を拡充し、「小 1 の壁」による離職者を減らせれば、労働力も税収も増えるはずです。

ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

（市の考え方）

本計画では、基本目標 1 の施策の方向性（2）に「仕事と子育てを両立できる環境づくり（保育所待機児童対策・放課後児童対策などの充実）」と位置付けるとともに、第 5 章の「地域子ども・子育て支援事業」で量の見込みと確保方策を設定し、毎年進捗管理を行います。本市の学童保育（児童クラブ）は、保育ニーズの拡大及び子育て世代の流入人口増加に伴い、申請者数が増加傾向にあり、学区により待機児童が発生しています。このような状況から、令和 5 年 3 月に策定した「茅ヶ崎市児童クラブ待機児童解消対策（令和 5 年度～7 年度版）」において、多角的な視点から対策を検討し、学校施設の活用等、様々な取り組みを進めてまいりました。

しかし、現状として、市内児童クラブにおける待機児童は解消していませんが、今後

も引き続き、社会情勢や保育ニーズの変化、人口動態等の的確な把握に努めながら、本市における待機児童解消対策を進めてまいります。

（意見 6 6）

7. 第 5 章 4. 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 108～109 ページについて。

（意見）【今後の方向性】の文章中、「今後は、待機児童の状況を把握し、必要な整備を進めていくとともに、将来的にニーズが減少していくことも視野に入れた施設整備手法について検討し、低学年待機児童の解消を最優先とするとともに、通常児童クラブに通所していない児童を対象とした事業の拡充を図るなど、安全・安心な放課後等の居場所の創出に努めます。」とあるのを、「今後は、待機児童の状況を把握し、必要な整備を進め、低学年待機児童の解消を最優先とするとともに、通常児童クラブに通所していない児童を対象とした事業の拡充を図るなど、安全・安心な放課後等の居場所の創出に努めます。」に修正をお願いしたいです。「ていくとともに、将来的にニーズが減少していくことも視野に入れた施設整備手法について検討し」を削っていただきたいと考えます。

（理由）人口減少は所与のことですので、書くまでもないと考えますし、この言葉が、現在困っているこどもたちへの対応への努力の足かせとなることを恐れます。

（意見 6 7）

第 5 章 4. 放課後児童健全育成事業（児童クラブ） 108～109 ページについて。【今後の方向性】の文章中、次の取り消し線のあるところを削除する修正をお願いします。

「今後は、待機児童の状況を把握し、必要な整備を進めていくとともに、将来的にニーズが減少していくことも視野に入れた施設整備手法について検討し、低学年待機児童の解消を最優先とするとともに、通常児童クラブに通所していない児童を対象とした事業の拡充を図るなど、安全・安心な放課後等の居場所の創出に努めます。」

（理由）人口減少は所与のことですので、書くまでもないと考えますし、この言葉が、現在困っているこどもたちへの対応への努力の足かせとなることを恐れます。

（市の考え方）

本市児童クラブに係る今後の方向性としては、これまでに引き続き、多様化する保育需要や、学区により待機児童が発生している本市の実情に対応していくために、様々な対策等を検討していくことが重要であると考えておりますが、本市にとって初めてとなる人口減少期における対策の検討に際して、ご意見をいただきました点についても重要な視点であると認識しており、記載しています。

また、本市における待機児童解消に向けた対策については、市内児童クラブにおける中長期的な待機児童発生見込み等の把握を行う中で検討を進めておりますが、既に多くの待機児童が発生してしまっている地域については、最優先に取り組むべき課題として捉えており、地域の実情に応じた対応を検討する中で、調整がつき次第、可能な限り最短となるスケジュールで対策を進め、状況の改善を図ってまいります。

(意見 6 8)

11 ページ目の「6.地域子ども・子育て支援事業」

ファミリーサポート利用について、支援員と利用者が 1 対 1 ではなく n 対 n (1 人の利用者に対して複数の支援員とつないでもらう) の構図にして欲しいです。例えば、自宅で見てもらいたい日もあれば、支援センターで見てもらいたいこともあります。支援を求めるときに適当な方と適宜マッチングできるともっと利用しやすいと思いました。産後ケア事業について、産後 6 か月までではなく 1 歳児まで延長してほしいです。短くて使えませんでした。

(市の考え方)

ファミリー・サポート・センターの利用については、日時や目的に応じて、対応可能な支援会員と適宜マッチングする仕組みとなっております。また、産後ケア事業については、出生後 1 歳未満の母子まで対象となります。

■ パブリックコメント手続に関する意見、要望 (6 件)

(意見 6 9)

【パブリックコメント募集期間について】

1 月 10 日～2 月 14 日では短すぎると思う。保育園の発育や受験シーズンで 1 年の中でも最も忙しい時期に加え、1 か月と 4 日では、あまりにも短すぎると思う。

(市の考え方)

パブリックコメントの実施期間は、茅ヶ崎市市民参加条例施行規則により 30 日以上と定められています。本計画は、令和 5 年 12 月に国が「こども大綱」を公表してから、庁内会議やこども政策審議会により検討を重ねて素案を作成しました。

また、令和 7 年 4 月から計画期間を開始するために、令和 7 年 3 月に策定できるようスケジュールを立てて策定作業を進めています。なお、意見募集期間は 1 月 10 日からですが、12 月 27 日から関係資料を公表し、資料をご覧ください期間を設けています。

本計画におけるパブリックコメントの実施時期と期間は、可能な限りご意見をいただくことができるよう配慮し実施していますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

（意見 70）

【パブコメの認知する場所が偏りすぎている】

支援センター、市役所等あまり子育て世帯がいかない場所が多い。（支援センターも余裕がある時しか行かない人も多い。）支援センターなどに行けない人でも見る場所（クリエイト、イオン、家から出ない人でもみれるように）するべき。子育て世帯に直接送るなど対応するべき。

（市の考え方）

パブリックコメントの周知は、市役所や公民館等の公共施設のほか、市ホームページ、広報紙、広報掲示板、そよら湘南茅ヶ崎、メール配信サービス、X（旧ツイッター）等で実施しています。費用等の観点から子育て世帯に直接送付することは難しいものの、今後も必要な方に必要な情報が行き届くよう努めてまいります。

（意見 71）

パブコメの周知に工夫が欲しい。今回は特に主体の子ども、若者が知って考えることができるよう、学校や様々な団体、社会教育施設などで直接伝えられる工夫があると良かった。

（市の考え方）

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X（旧 Twitter）、LINE、デジタルサイネージ（市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎）の活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。また、これら通常の周知に加え、市内4カ所にある子育て支援センターでも周知を行い、意見募集に努めました。

なお、計画策定後もこどもの声を聴く取り組みを継続して実施し、必要な方に必要な情報が行き届くよう努めてまいります。

（意見 72）

【パブリックコメント周知について】

毎月パブリックコメントのイベントを開催して「今これについてパブリックコメント募集します」と分かりやすく内容を説明して、その場で意見を書けるイベントを開催してほしいです。

（市の考え方）

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X（旧 Twitter）、LINE、デジタルサイネージ（市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎）の活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら

周知啓発しているところです。その他、パブリックコメントを実施する課が必要に応じ  
て説明会や個別の周知活動を実施しています。

いただきましたご意見については、今後の参考といたします。

(意見 73)

【当パブコメについて (PR について)】

- (1) 他のパブコメ (配布用) と比べて活字が小さく読みづらい
- (2) 「～県こども計画」「国のこども大綱」・子ども・子育て支援法「子ども・子育て支援計画」・児童福祉法・母子保護法～・成長過程・総合的～・法律等々関連する法律等々もう少し掲載して欲しいです
- (3) (当パブコメ) 市情報コーナーになかったり、こども政策課前配布場所が分かりづらかったり、ある公民館等に聞いても資料がなかったり、聞いても分かってないところ等ありました。
- (4) ページ記載が分かりづらい。

(市の考え方)

- (1) 配布資料の文字が読みづらく失礼いたしました。今後、小・中学生向けに計画の概要を伝えるための周知物等を作成する際は、文字の大きさ等に配慮し読みやすいものとなるよう注意してまいります。
- (2) 本計画に関係する法律等については、素案の 10 ページ、概要版の 2 ページに掲載しております。
- (3) ご意見を踏まえまして、市民の皆さまがご覧になりやすいように配架するとともに、不足した際には早急に補充をするなど、多くのご意見をいただけるような環境整備に努めてまいります。
- (4) 素案のページ番号はページ最下部に記載しています。概要版は 1 スライドごとにページ番号を付していましたが 2 アップで印刷したため、分かりにくい標記となっていました。今後は分かりやすい資料作成に努めてまいります。

(意見 74)

【パブリックコメント記入用紙】 【意見記入欄】

(1) パブリックコメント意見 (等) 募集について

①ほとんどの (多くの) パブコメ (パブリックコメントの意見募集で、これまでいつも (ほとんどの件が) 応募者が非常に少なかったと思う。パブリックコメントの意味 (公意募集) (市民の意見募集) の意味からしてももっと PR (啓発・多くの情報発信) 等うしたり種々 (色々) な工夫をしてほしい。

②上記と関連ありますが、市広報ちがさき情報欄に当パブコメ募集が記載されておりますが、多くの市民は見逃し見落とし等してしまわないでしょうか

③パブコメの意味からしても (市民に) 説明会開催するのが原則と思う

④説明会 (パブコメ) 開催した (茅ヶ崎ゴルフ場等々) パブコメは、パブコメ等の説明会の参加者も多くパブコメ応募者も非常に多かったと思う。

(市の考え方)

パブリックコメントの実施に先立ち「市民討議会」「こどもモニター」「関係施設に訪問しての職員によるヒアリング」などを行い、幅広く意見を聴くことができるよう努めました。なお、計画策定後もこどもを中心に意見を聴く取り組みを行う際、計画の趣旨や考え方の説明もあわせて行いたいと考えております。

① パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

パブリックコメント手続の実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、メール配信サービス、X (旧 Twitter)、LINE、デジタルサイネージ (市役所本庁舎・分庁舎、そよら湘南茅ヶ崎) の活用に加え、広報掲示板及び公共施設への掲示、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施することとしています。市民参加機会の充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に取り組んでいきます。

② 広報紙作成にあたっては、多くの市政情報をより分かりやすく掲載するよう努めておりますが、紙面に限りがある中で、その号に掲載する記事の内容に応じて、掲載する欄や量を総合的に整理することで、より多くの市民の皆さまに認知いただけるよう工夫しております。

今後についても、それぞれの内容や媒体に応じたわかりやすい情報発信に努めてまいります。

③④ 本パブリックコメント手続の実施にあたっては、説明会は実施しておりませんが、パブリックコメント手続の実施に先立ち、アンケート調査、施設訪問、こどもモニター、市民討議会 (おとな版・こども版) 等を実施し、市民の皆さまのご意見を幅広く伺いながら素案を作成してまいりました。今後とも計画策定等の際には、説明会やパブリックコメントをはじめとした市民参加の方法を適切かつ効果的に実施してまいります。

ます。

## ■ その他意見（１７件）

（意見 75）

【子どもアドボケイトを取り入れること】

子どもアドボケイトの仕組みを取り入れてほしいです。専門知識と経験が必要です。

（市の考え方）

こどもの意見を聴く取り組みを行うにあたり、意見聴取を行う職員に知識や経験が不足していることは課題のひとつとして認識しています。アドボケイトの活用については、こども家庭庁が作成した「意見表明棟支援員の養成のためのガイドライン」にも先行自治体が直面した課題と対応例等が掲載されています。

今後、継続的に意見聴取を続けていく中で、必要な情報収集や研修の参加等を行い、より効果的にこどもの意見を聴き取るための仕組みづくりを検討してまいります。

（意見 76）

【P77 障がい児支援】

障害福祉課、こども育成相談課など窓口がいろいろある所が統一してもらえたら助かる

（意見 77）

行政として、こども政策課で全て解決できる様に一本化してほしい。こどものことで何かあった時、どこに連絡したら良いかわからない。

（市の考え方）

素案の59ページに記載のとおり、子育て当事者をとりまく課題は多様化しており、それぞれの分野で専門的な対応が求められます。例えば、こどもに関する窓口を統一した場合、障がいに関する相談窓口が年齢によって分断されるなどの弊害も発生するため、相談窓口を統一することは難しいと考えております。

しかし、いただきましたご意見のとおり一人のこどもに関することでもケースによって相談先が異なり、「基本情報等の記載や説明を何度もする必要があることに負担感を感じる」といったご意見は多くいただいております。

市としても、本計画の基本目標3、4を推進し、関係課との連携や情報発信の強化により、相談の入り口をわかりやすくし、適切な窓口へ円滑につなぐなど利用者の負担軽減に向けた取り組みを推進します。

(意見 78)

【第4章 P82】

小児科、精神科（思春期外来）が足りていないように感じます。特にこどもや若者を対象として精神科や心療内科は、受診まで数ヶ月待ちの状態で、何らか早急な対策が必要ではないかと思います。市立病院にもあると良いです。

(市の考え方)

ご意見いただきました、小児、精神をはじめ、救急・周産期・災害・感染症などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供については、公立病院が果たす役割と認識し、市立病院にて診療を行っています。加えて、産科、小児科及び救急医療に携わる医師及び看護師の不足を解消するよう、国及び県へ継続して要望しております。

(意見 79)

子どもの給食について。

子どもの健康と食育の観点から、オーガニック給食になれば良いなあと思います。オーガニックにより病気になりにくくなること、地球環境にもよいことは研究からはっきりしていますし、それを子どもに伝える良いきっかけであり、大切な学びに繋がると思います。

全てオーガニックが無理でも、「一部」や、減農薬の食材を使うなど、段階的に進めてほしいです。

それによって、後々市民にも食育の意識が浸透して、医療費削減にもなると思います。

(意見 80)

【学校給食】

近い将来オーガニック給食にすることを目指して頂きたいです。まずは小麦等は国産を使うことからスタートし、品川区をモデルケースとして取り組んで頂きたいと思います。子どもの能力の向上にもつながります。

(意見 81)

未来を担う子供達への給食の見直しもお願いしたいです。日本でも各地でオーガニック給食が広まっておりますが、茅ヶ崎には有機農家さんもたくさんいてとてもいい環境だと思います。

日本でも茅ヶ崎市がモデルとなるように、食への見直し（給食）、大人が考える子供にとっていいであろう案ではなく、今の子どもたちの声をしっかり汲みとって時代に合わせて変化していける教育が大人も子供も受けられるようになって欲しいです。

(市の考え方)

オーガニック給食に必要な有機農産物等については、農林水産省が定めるいわゆる「有機JAS規格」への適合が必要であり、適合の認証を受けていない農作物への「オーガニック」の表示は規制されているものと認識しております。現在のところ、この認証を

取得した市内農業従事者はいらっしゃらないと承知しており、近隣から希少な有機農産物を安定的に確保し、「オーガニック」と称した給食を実施するには、課題があるものと考えております。

茅ヶ崎市教育基本計画では、「栄養バランスのとれた小学校給食の提供と食育の推進」を取り組むべき施策の一つに掲げ、食の安全や栄養バランスに配慮した質の高い学校給食を提供するとともに、地産地消や食の大切さを伝える食育を推進することとしております。

その具体的な取り組みとして、様々な農法によって育てられた茅ヶ崎産の食材を使った給食を提供するとともに、生産者の方の声をこどもたちに届けることを行っています。こうした機会を数多く設け、給食を生きた教材とした食育の推進に取り組んでまいります。

(意見 8 2)

【学童保育】

学童保育の料金が高額だと思います。共働き世帯がもと利用しやすいようにして頂きたいです。

(市の考え方)

学童保育（児童クラブ）の料金（育成料）について、公設民営児童クラブにおきましては、市が条例で定める範囲の中で、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めております。

また、民設民営児童クラブにおきましては、児童クラブを運営する各民間事業者が、運営状況等を踏まえたうえで学童保育利用に係る料金を定めております。

今後は、指定管理者等と連携を図りながら、他の市町村の料金体系等にも留意し、適切な学童保育の料金の在り方について検討を進めてまいります。

(意見 8 3)

児童養護施設で生活しているこどもが巣立つ際の支援。安心して社会に出れる様、行政としてできる事を考えてほしいです。

(市の考え方)

神奈川県では、児童養護施設退所後のこどもたちへの継続的な支援を行うため、「あすなろサポートステーション」を設置しています。このステーションでは、支援が必要な方に対して自立支援コーディネーターが退所前から関わり、退所後の生活・進学・就職や必要な支援を計画・調整して、本人の主体性を大切にしたサポートを行っています。

(意見 8 4)

私が市長になったら学校に行きたいときに行けて、みんながのびのびできて、おひるねスペースを作る

(市の考え方)

学校は、仲間と力を合わせて学習したり、いろいろなことをやり遂げたり、生きる力を養う場であると考えております。皆様からご意見をいただきながら、学校が子どもたちにとって、もっと学びたいと思える魅力のある場となるよう努めてまいります。

（意見 8 5）

【子どもの相談窓口について】

9 月の初め頃に不登校になったことで母親とケンカをした時に相談窓口相談しようとした時に 2～3 時間つながらず、その時すぐさままたすけをもとめたかったのにもとめることができなかった。

（市の考え方）

本市において、市民の方がそれぞれのニーズに応じて相談できるよう、各相談場所を用意しております。しかしながら、すぐに電話が繋がらなかったとのことで、大変申し訳ありませんでした。今後は、市民に皆様に対して、相談内容に応じた相談機関の情報をわかりやすく周知してまいりたいと思います。

（意見 8 6）

・子どもたちや母親に関する表面的な問題ではなく現実的な問題を知ってほしい  
→支援センターなどで聞き取りをするなど、たくさんの人の話を聞いてほしい

（市の考え方）

子育て支援センター等の相談記録は、個人情報に配慮しつつ必要に応じて内容を共有しています。相談体制についても令和 5 年度に実施したアンケート調査では、子育て支援センターを利用しやすくするために必要なこととして、「通いやすい場所にあること」が 51.8%で最も多く、次いで「土曜と日曜・祝日の開催」が 47.8%と多い結果でした。このことを受け、令和 7 年度より利便性の向上を図るため、開所日を増やすことや公民館等における出張ひろばを開催することなどを予定しています。

子育て支援センター以外にも、市役所に電話、メール、窓口等で直接相談や要望が寄せられるケースもあるため、引き続き、現状把握に努めてまいります。

(意見 87)

現在息子がつつじ学園に通園しています。

卒園後支援級、支援学校の選択に迷います。

学区の支援級でどれだけ個々に合わせた支援ができるのか、通常級の子供達、親御さんの理解はあるのか。

支援学校に行くことにより将来の選択の幅が狭くなってしまうのではないか。

支援級、支援学校どちらかを選ばなければならない現状でどちらも同じくらいの支援や理解を得られないの难道うかと思います。

市内の支援級すべてに専門的な知識、職員の人数や手厚さが支援学校と差がなければ悩む事ありませんし、どちらかを選ぶことにより登校する移動時間等親の仕事をセーブしなくてはならないこともあります。

(市の考え方)

通常の学級に転籍する場合、原則、居住地学区の学校に就学することになりますが、これまでの学級での様子や人間関係など、児童・生徒の状況や教育的ニーズに応じた学びの場について丁寧に聞き取りながら、一人一人の適切な就学先の決定に向け、就学相談を進めております。

本市では、「茅ヶ崎市教育基本計画」において、共生社会の実現に向けてインクルーシブ教育を推進することを重点施策の1つに掲げ、基本計画実施期間内の令和12年度を目途に、特別支援学級の全校整備を目指すなど、多様な学びの場の充実に努めているところです。また、教職員に係る研修等についても、県教育委員会が実施する研修に加えて、特別支援教育に関する研修を年間5回実施するなど、教職員の専門的なスキルの向上に努めております。

今後も、施設整備や教職員に対する特別支援教育に係る研修を充実させることで、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援を行えるよう努めてまいります。

(意見 88)

資料を精読できていませんが、ざっと拝見した上でぜひ盛り込んで頂きたい観点をお送りします。

●地域の団体や人をつなげる動きを加速するための情報共有システムの導入

市内各地域に存在する園や子育て支援センター、行政、民間団体の連携を強化するため、専用のオンラインプラットフォームを計画するのはどうでしょうか。個々の団体がそれぞれで良い動きをしているのですが、それらをまとめて閲覧、議論、シェアするところがありません。こうしたプラットフォームの導入で保護者間の情報交換や相談窓口の一元化、保護者ニーズの把握、ステークホルダーごとのつながりが生まれやすくなると思います。

今必要なのは、もっと個をつなぎ孤立を減らすことだと感じます。茅ヶ崎にはたくさんの良い取り組みがあります。ぜひ行政として個をつなぐ施策を検討してほしいです。

(市の考え方)

地域で活動する市民活動団体を支援する施設としてちがさき市民活動サポートセンターを設置しております。本センターでは市民活動団体向けのオンライン化や団体の運営方法に関する相談の受付や講座を実施しており、市民活動団体同士や個人、企業、学校との橋渡しの一端を担っております。今後も市民活動団体の思いを実際に感じることができ、活動が広がっていくよう支援してまいります。

（意見 89）

【表紙及び全般】

・意見交換会（アロハトーク）が市議会で年 2 回開催されておりますが、中高校等が出席していることを聞いたり見たりしたことがありません。関係者が消極的だとか聞くこともあります。どうなっているのでしょうか。

（市及び市議会の考え方）

意見交換会（アロハトーク）における中高生の参加については、市内中学校の校長会を通じて中学生の参加を呼びかけているほか、SNS 等を活用することで高校生を含めた幅広い世代の参加を促しているところです。多くの中高生に意見交換会に参加してもらえよう、引き続き様々な手法を通じて参加を呼びかけてまいります。

（意見 90）

・成人式の該当年齢が 18 才の市町村と 20 才の市町村があると思うがどう議論されているのでしょうか  
・選挙権は 18 才から、酒たばこは 20 才からと聞いているが他法との関係はどう考えているのでしょうか

（市の考え方）

本市では、内閣府等のアンケート調査や意見聴取の結果、他市町村の動向、青少年問題協議会における委員の意見等を参考とし、人生の節目に改めて自覚を促し、祝い励ますとともに、家族や友人、地域との交流をより深める機会とするため、引き続き 20 歳を対象に「はたちのつどい」を開催することとしました。

18 歳に対する成人の意識づけとしまして、消費生活センターとの合同により市広報紙令和 4 年 4 月 1 日号において民法改正（成年年齢引き下げ）について特集を組むとともにホームページに特設ページを開設することで、成人としての自覚を促し、契約等をはじめとしたトラブルに巻き込まれることのないよう啓発を行いました。

（意見 91）

・2 月 11 日 鉄砲通りでスポーツ関係の（少年の）団体（大人コーチ、父母含む）と思われる人々が歩道を多数自転車通行していました。（歩道あり、自転車道あり、車道あり）難しい件とは思いますが、どう考えますか。

（市の考え方）

自転車の乗り方のルール・マナーについては、幼児・小学生・中学生・高校生・一般を対象とした交通安全教室の実施や、広報ちがさきをはじめSNSによる情報発信、市内の市営自転車駐車場や自転車販売店等へのポスター掲示など様々な広報媒体を通じて周知啓発を実施しているところです。その中で「自転車は車道が原則、歩道は例外のみ通行可」、「車道は左側を通行」及び「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」などの点について周知しております。しかしながら、交通ルールを守らない（知らない）方がいることから、より一層、交通安全教育や周知啓発活動に取り組んでいく必要であると考えております。

また、令和6年5月24日には、道路交通法の一部改正が公布され、令和8年5月23日までは、自転車の右側通行や信号無視などに対する「反則金制度」が施行されることとなっており、現在、県警察本部において取り締まりの方法などについて検討されていると確認しております。

今後は、自転車等に対する交通安全教育について、引き続き、一般財団法人茅ヶ崎地区交通安全協会や茅ヶ崎警察署など関係機関等と連携し、より一層周知徹底に取り組んでまいります。